

鴨川市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第9号

鴨川市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の職の設置に関する規則（平成17年鴨川市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の表部長の項、参事の項、院長代理の項及び医長の項を削り、同表看護師長の項の次に次のように加える。

局長	上司の命を受け、局の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
科長	上司の命を受け、科の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
副科長	上司の命を受け、科の業務を処理し、科長を補佐する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。